

令和 6 年

第 1 回市議会定例会 議案第 3 1 号

函館市手数料条例の一部改正について

函館市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 2 日提出

函館市長 大 泉 潤

函館市手数料条例の一部を改正する条例

函館市手数料条例（平成 1 2 年函館市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 3 号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表第 2 中

法第 115 条の 12 第 1 項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定（法第 78 条の 2 第 1 項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の申請を併せて行う場合を除く。）	介護予防認知症対応型通所介護（共用型指定介護予防認知症対応型通所介護を除く。）、介護予防小規模多機能型居宅介護または介護予防認知症対応型共同生活介護に係るもの	1 件につき	30,000 円
	その他のもの	1 件につき	23,000 円
法第 115 条の 21 において準用する法第 70 条の 2 第 1 項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新（	介護予防認知症対応型通所介護（共用型指定介護予防認知症対応型通所介護を除く。）、介護予防小規模多機能型居宅介護または介護予防認知症対応型共同生活介護に係るもの	1 件につき	13,000 円

を

法第78条の12において準用する法第70条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請を併せて行う場合を除く。)	その他のもの	1件につき	11,000円
---	--------	-------	---------

法第115条の12第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定（共用型指定介護予防認知症対応型通所介護に係るものを除く。）（法第78条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の申請を併せて行う場合を除く。）		1件につき	30,000円
法第115条の21において準用する法第70条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新（共用型指定介護予防認知症対応型通所介護に係るものを除く。）（法第78条の12において準用する法第70条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請を併せて行う場合を除く。）		1件につき	13,000円

に、

法第115条の45の6第1項の規定に基づく指定事業者の指定の更新（法第70条の2第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定の更新の申請（訪問介護または通所	第1号訪問事業に係るもの	1件（他の第1号訪問事業に係るものと併せて申請を行う場合は、1件とみなす。）につき	11,000円
	第1号通所事業に係る	1件（他の	13,000円

<p>介護に係るものに限る。)または法第78条の12において準用する法第70条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請(地域密着型通所介護に係るものに限る。)を併せて行う場合を除く。)</p>	<p>もの</p>	<p>第1号通所事業に係るものと併せて申請を行う場合は、1件とみなす。)につき</p>	
<p>健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第107条の2第1項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の更新</p>		<p>1件につき</p>	<p>29,000円</p>

を

<p>法第115条の45の6第1項の規定に基づく指定事業者の指定の更新(法第70条の2第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定の更新の申請(訪問介護または通所介護に係るものに限る。))または法第78条の12において準用する法第70条の2第1項の規定に基づく指定地域</p>	<p>第1号訪問事業に係るもの</p>	<p>1件(他の第1号訪問事業に係るものと併せて申請を行う場合は、1件とみなす。)につき</p>	<p>11,000円</p>
<p>密着型サービス事業者の指定の更新の申請(訪問介護または通所介護に係るものに限る。))または法第78条の12において準用する法第70条の2第1項の規定に基づく指定地域</p>	<p>第1号通所事業に係るもの</p>	<p>1件(他の第1号通所事業に係るものと併せて申請を行う場合は、1件とみなす。)につ</p>	<p>13,000円</p>

に

密着型サービス事業者の指定の更新の申請（地域密着型通所介護に係るものに限る。）を併せて行う場合を除く。）		き	
--	--	---	--

改める。

別表第12 1の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表第13 1の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表 2の項および同表備考第2項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正等に伴う規定の整備等をするため